

平成30・31年度後期高齢者医療保険料率案について

1 保険料率改定の経緯

後期高齢者医療保険料は、診療報酬が2年単位で改定され、医療費が2年ごとに変動することから、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年間の財政運営期間における被保険者数や医療給付費の予測に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合において決定されます。

平成30・31年度の保険料率につきまして、広域連合から現在の試算値にあたる保険料率算定案の提示がありましたので報告いたします。

2 保険料率算定案の概要

	平成28・29年度	平成30・31年度	増減
均等割額	42,400円	43,800円	1,400円
所得割率	9.07%	9.27%	0.20ポイント
一人当たり 平均保険料額	95,492円	98,621円	3,129円

※保険料率の最終案は平成30年1月に広域連合から提示されます。

収入額別モデルケース

	収入額	平成28・29年度	平成30・31年度	変更額	備考
単身	80万円	4,200円	4,300円	100円	均等9割・所得割なし
	160万円	8,200円	9,800円	1,600円	均等8.5割・所得70%軽減
	200万円	68,000円	78,600円	10,600円	均等2割・所得20%軽減
夫婦	夫 200万円	55,300円	65,400円	10,100円	均等5割・所得20%軽減
	妻 80万円	21,200円	21,900円	700円	均等5割・所得割なし

※収入額から必要経費（年金収入の場合は公的年金控除額）を差し引いた所得金額から基礎控除額33万円を控除した額が賦課のもととなる所得金額です。

3 保険料率改定に関連する未確定要因

- 診療報酬改定
- 一人当たり医療給付費の伸び
- 広域連合の財政収支に係る剰余金額

4 今後の予定

- 広域連合にて保険料率を決定（1月）
- 広域連合議会にて保険料率改定議案を上程、議決（1月）
- 区市町村議会にて規約変更の議案を上程（3月）
- 規約変更について都知事に報告（3月）